

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン (案)

平成 30 年 2 月

長野市こども未来部こども政策課

目 次

第1章 総則.....	1
1 趣旨.....	1
2 事業目的.....	1
3 基本的な配慮事項.....	1
第2章 基本的事項及び管理運営.....	1
1 対象児童.....	1
2 運営の責任者.....	2
3 運営委員会.....	2
4 実施日.....	2
5 実施時間.....	2
6 実施時間の延長.....	2
7 運営規程.....	3
8 帳簿.....	3
9 職員の知識及び技能の向上等.....	3
10 自己評価.....	3
11 苦情への対応.....	3
第3章 育成支援.....	4
1 育成支援の基本.....	4
2 育成支援の内容.....	4
3 児童の健康管理.....	4
4 おやつを提供.....	5
5 障害のある児童への対応.....	5
6 児童虐待が疑われる場合の対応.....	6
7 いじめ等の防止.....	6
第4章 多様な体験活動、交流等の機会の提供.....	6
1 多様な体験活動、交流等の機会の提供.....	6
2 コーディネーター.....	6
3 活動に際しての留意点.....	7
第5章 安全管理.....	7
1 衛生管理.....	7
2 事故及びけがの防止と対応.....	7
3 防災及び防犯対策.....	7
第6章 保護者、学校及び地域との連携協力.....	8
1 保護者との連携.....	8
2 学校との連携.....	8
3 地域との連携.....	8

第1章 総則

1 趣旨

このガイドラインは、長野市放課後子ども総合プラン事業（以下、「事業」といいます。）における運営の手引きとなるよう、基本的事項等についての指針を示すものです。

2 事業目的

事業は、小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ることを目的とします。

3 基本的な配慮事項

(1) 人権への配慮

事業者（市からの委託を受けて事業を運営する者をいいます。）は、児童及びその家族の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重しなければなりません。

(2) 差別的な扱いの禁止

事業者は、児童及びその家族の国籍、信条又は社会的身分等によって、差別的な扱いをしてはなりません。

(3) 虐待等の禁止

事業者の職員は、児童虐待等、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

(4) 秘密保持等

事業者の職員は、児童及びその家族の個人情報適切に取扱うとともに、正当な理由がなく、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また、同様とします。

事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た児童及びその家族の個人情報及び秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

第2章 基本的事項及び管理運営

1 対象児童

事業の対象児童は、市内に居住し、かつ、小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童のうち、市が利用を承認した次のいずれかに該当する児童とします。

- 労働等の理由により保護者が昼間家庭にいない児童
- 病気、出産、家族の介護等の理由により、保護者による当該児童の保護が困難と認められる児童

- 事業の利用を希望する児童

2 運営の責任者

事業者は、事業を実施する場所（以下、「実施場所」といいます。）ごとに運営の責任者を置き、運営の責任者は、当該実施場所における事業を統括します。なお、小学校の通学区域に複数の実施場所がある場合は、1人の者がそれらの実施場所の運営の責任者を兼ねることができます。

3 運営委員会

事業者は、各小学校の通学区域に運営委員会を置きます。

運営委員会の委員の選定に当たっては、次代を担う児童を地域全体で育成するため、地域の代表者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等の参画を得るように努めます。

運営委員会は、次に掲げる事項について協議するものとします。

- 事業計画及び事業報告に関すること
- 事業の実施時間に関すること
- おやつ及び保育実費に関すること
- 地域ボランティアの発掘に関すること
- その他、事業者が必要とする事項

その他、運営委員会に関して必要な事項は、事業者が定めるものとします。

4 実施日

事業を実施する日は、1年につき250日以上を原則とし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日とします。ただし、市は事業者と協議して、必要があると認めるときは、これを変更するものとします。

5 実施時間

事業を実施する時間は、登校日にあつては下校時間から午後6時まで、登校日以外の日にあつては午前8時30分から午後6時までとします。ただし、実施時間を変更する場合には、市は運営委員会の意見を聞き、地域の実情を踏まえて決定するものとします。

6 実施時間の延長

実施時間は延長することができます。実施時間の延長については、次の手順により決定するものとします。

- ① 事業者は、実施時間の延長に関する保護者の意向を把握するために、実施場所ごとにアンケート調査を、地域の実情に応じて実施します。
- ② 事業者は、運営委員会に実施時間の延長についての検討を依頼します。その際には、アンケート調査の結果及び職員の確保の見込み等を示すものとします。

③ 運営委員会は、アンケート調査の結果及び地域の実情を踏まえて実施時間の延長について検討し、その方針を市に報告します。

④ 市は、運営委員会の方針を尊重して実施時間の延長について決定するものとします。

7 運営規程

事業者は、実施場所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておくものとします。

- 事業の目的及び運営の方針
- 職員の職種、員数及び職務の内容
- 実施日及び実施時間
- 支援の内容及び当該支援の提供につき保護者が支払うべき金額
- 利用定員
- 通常の実業の実施地域
- 事業の利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他事業の運営に関する重要事項

8 帳簿

事業者は、職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくものとします。これらの帳簿の保存期間は5年とします。

9 職員の知識及び技能の向上等

事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めるものとします。また、職員間で必要な知識及び技能の共有を図るものとします。

事業者は、職員に対し、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければなりません。また、研修の実施に当たっては市と連携を図るものとします。

10 自己評価

事業者は、運営内容の向上のため、実施場所ごとに提供する支援の内容等について自己評価を行い、その公表に努めるものとします。

11 苦情への対応

事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置して、児童及び保護者等に周知し、苦情を受けた場合は、次の事項に留意して、速やかに対応します。

- 苦情の申出人の話をよく聞き、対応の仕方を考えて処理に当たります。その

際には、他の保護者や児童など全体のことを考慮して対応します。

- 苦情の申出人に対しては、丁寧な説明や対応を心掛け、誠意ある解決を図ります。
- 必要に応じて、市と連携して解決を図ります。
- 遊具や玩具、施設の不備や危険性が指摘された場合は、必要な補修等を行います。

第3章 育成支援

1 育成支援の基本

事業者は、児童の健全な育成並びに遊び及び生活の支援（以下、「育成支援」といいます。）を行います。

事業者は、児童の最善の利益を考慮して、育成支援を推進するよう努めます。

育成支援は、児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら児童が自ら危険を回避できるようにしていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように、児童の自主性、社会性及び創造性の向上並びに基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

2 育成支援の内容

実施場所における育成支援には、次に掲げる事項が求められます。

- 児童の出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、児童の心身の状態を把握するようにします。
- 実施場所での生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにします。
- 児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにします。
- 児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように支援し、実施場所の生活に主体的に関わることができるようにします。
- 児童が悩みや相談事を話しやすい雰囲気づくりに心掛けるようにします。
- 児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにします。
- 実施場所での児童の様子を日常的に保護者に伝え、児童に関する情報を保護者と共有するようにします。

3 児童の健康管理

事業者は、次に掲げる事項に留意して、児童の健康管理に努めます。

- 児童の健康状況を観察し、健康を管理します。
- 病気及びけがの場合には、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらったり、状況に応じて医療機関につなげたりするなど、児童が安心して回復に向かうこと

ができるよう配慮します。

- 児童のけがなどに備えて、救急用品を常備しておきます。
- 児童の体調の急変その他の緊急事態に速やかに対応するため、地域の医療機関と連携協力できるよう努めます。

4 おやつを提供

(1) おやつを提供に関する考え方

おやつには、気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働きがあることから児童にとって望ましいものですが、次に掲げる事項を考慮する必要があります。

- おやつは費用は保護者負担となるため、保護者に提供の意向があること。
- 食物アレルギーについて、職員間で対応方法等の確認ができていないこと。

(2) おやつを提供の決定

実施場所でのおやつを提供については、次の手順により決定するものとします。

- ① 事業者は、おやつを提供に関する保護者の意向を把握するために、実施場所ごとにアンケート調査を、地域の実情に応じて実施します。
- ② 事業者は、運営委員会に、おやつを提供について検討を依頼します。その際には、アンケート調査の結果を示すものとします。
- ③ 運営委員会は、アンケート調査の結果及び地域の実情を踏まえて、おやつを提供について検討し、その方針を事業者に報告します。
- ④ 事業者は、運営委員会の方針を尊重しておやつを提供について決定するものとします。

(3) おやつを提供する場合の留意点

おやつを提供する場合には、次に掲げる事項に留意することとします。

- 提供する時間や内容、量等は、児童の来所時間や帰宅時間、遊びや生活の流れ、児童の状態を考慮して決定します。
- 食物アレルギー及び窒息事故を防止することにより安全に提供します。
- 施設の設定等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止します。
- 保護者に対して、料金設定の理由を明確にします。

5 障害のある児童への対応

(1) 障害のある児童の受入れの考え方

事業者は、児童同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある児童についても受入れに努めることを前提として、実施場所を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境の整備を行い、学校と連携を図ります。

受入れの判断は、児童や保護者と面談の機会を持つなどして、児童の健康状態、発達の状況、家族の状況、保護者の意向等を個別に把握し、児童及び保護者の立場に立って適切に行います。

(2) 障害のある児童の育成支援に当たっての留意点

事業者は、障害のある児童が、他の児童たちと生活を通して共に成長できるように育成支援を行います。

障害のある児童の育成支援については、個々の状況に応じて、関係機関及び専門家と連携を図ります。

(3) 職員の加配

事業者は、障害のある児童の育成支援が適切に図られるように、個々の児童の状況に応じて職員の配置等を工夫します。また、小学校長の意見を踏まえ、市と協議の上、職員の加配に努めます。

6 児童虐待が疑われる場合の対応

児童虐待が疑われる場合には、事業者は、市又は児童相談所に速やかに通告しなければなりません*。また、学校に連絡し、学校及び関係機関と連携して適切に対応します。

*児童虐待の防止に関する法律第6条第1項

7 いじめ等の防止

事業者は、児童間でいじめ等の関係が生じないように配慮し、いじめ等の問題が生じたときには速やかに学校に連絡し、保護者、学校、関係機関と連携して適切に対応します。

第4章 多様な体験活動、交流等の機会の提供

1 多様な体験活動、交流等の機会の提供

事業者は、遊びやレクリエーションを含む多様な体験活動、交流等の機会の提供を通じて、放課後等における児童の健全な育成に努めるものとします。

2 コーディネーター

事業者は、各小学校の通学区域にコーディネーターを置きます。コーディネーターは、次に掲げる役割を担います。

- 児童に多様な体験活動及び交流の機会を定期的かつ継続的に提供し、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
- 小学校区の通学区域内における事業の円滑な実施を図るため、運営委員会、学校関係者、地域組織（母親クラブ等）、地域住民、保護者等との総合的な調整に努めます。
- 児童に多様な体験活動及び交流の機会を提供するに当たり、アドバイザー（実施場所等における児童の遊び及び学習、スポーツ、文化活動等を支援する者として市長が登録した者）の活用を努めます。
- 地域社会全体で児童を見守り育む機運を高めるため、地域ボランティアの掘り起こしと、活用を努めます。

3 活動に際しての留意点

活動の内容は、特定のものに偏ることのないよう配慮し、児童の要望を反映するよう努めます。

第5章 安全管理

1 衛生管理

事業者は、次に掲げる事項に留意して、実施場所を衛生的に管理し、感染症の予防に努めます。

- 児童の手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努めます。
 - 必要な医療品を備えるとともに、それらを適正に管理、使用します。
 - 感染症の発生状況について情報を収集します。
 - 感染症の発生や疑いがある場合には、市に連絡するとともに、二次感染を防止するための処置を講じます。
 - 感染症及び食中毒の発生時の対応に関するマニュアルを作成しておきます。
- 事業者は、感染症及び食中毒の発生により事業を実施できない状況になった場合には、速やかに市に報告し、保護者への連絡を行うものとします。

2 事故及びけがの防止と対応

事業者は、次に掲げる事項に留意して、児童の事故及びけがの防止に努めます。

- 日常の遊び及び生活の中で起きる事故及びけがを防止するために、実施場所及びその周辺の設備等の安全性について点検し、必要な補修を行います。
- 事故及びけがの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成しておきます。
- マニュアルに沿った訓練又は研修を実施します。
- 児童の年齢や発達の状況を理解して、児童が自らの安全を守るための行動について学習し、児童がその行動を習得できるように支援します。
- 食物アレルギー事故及び窒息事故等を防止するため、応急対応について学んでおきます。
- 事故及びけがが発生した場合には、速やかに適切な処置を行います。また、児童の状況等について速やかに保護者に連絡するとともに、市に報告します。

3 防災及び防犯対策

事業者は、次に掲げる事項に留意し、災害及び外部からの不審者の侵入等（以下、「災害等」といいます。）に備えて必要な対応を図ります。

- 災害等の発生に備えたマニュアルを作成しておきます。
- 災害等が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように定期的に訓練を実施します。

- 市及び学校等関係者と連携を図り、地域における児童の安全確保及び安全点検に関する情報の共有に努めます。
- 災害等が発生した際に保護者及び市、学校等に速やかに連絡できるよう連絡体制を整備しておきます。
- 災害等が発生した場合には、児童の安全確保を最優先に行い、災害等の状況に応じて適切な対応をします。

事業者は、災害等により事業を実施できない状況になった場合には、速やかに市に報告し、保護者への連絡を行うものとします。

第6章 保護者、学校及び地域との連携協力

1 保護者との連携

事業者は、保護者と連携して育成支援を行うとともに、次に掲げる事項に留意して、保護者からの相談に対応します。

- 保護者との信頼関係を築くよう努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けます。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、対応します。

2 学校との連携

事業者は、児童の毎日の生活が学校、実施場所、家庭の間で連続性をもって円滑になるよう、定期的に学校と情報交換を行い、学校との連携を図ります。

また、特に配慮を必要とする児童については、秘密の保持に留意のうえ、学校と個別に連携を図ります。

3 地域との連携

事業者は、児童が地域の中で健やかに育つことができるよう、運営委員会及び民生委員・児童委員、地域組織（母親クラブ等）、児童に関わる関係機関等との情報交換、情報共有及び相互交流を行い、連携を図ります。